

「きたきゅうベビー応援事業(出産・子育て応援交付金)」について

妊娠・出産から子育てまで一貫して、「伴走型相談支援」と「経済的支援」を一体的に実施する「きたきゅうベビー応援事業(出産・子育て応援交付金事業)」について、令和4年12月に国が創設した「出産・子育て応援交付金」を活用し、下記のとおり実施します。

記

1. 事業概要

(1) 伴走型相談支援

妊娠届時から出産後まで、面談やアンケート等を通じて、さまざまな不安や悩みを聞き、子育て支援に関する必要な情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対して適切なサービスにつなげます。

(2) 経済的支援(出産・子育て応援給付金) ※電子申請

令和4年4月1日以降、妊娠・出生を対象として、妊娠届出時の面談及び出生届出後の面談後に、「出産応援ギフト」と「子育て応援ギフト」を支給します。

【出産応援ギフト】 妊娠届出時の面談後に妊婦一人当たり5万円を給付

【子育て応援ギフト】 出生後の面談後に児童一人当たり5万円を給付

2. 対象者数

令和4年度妊娠 約5,800人

令和4年度出生 約6,200人

※令和4年度4月以降から事業開始日までに出産した方については、妊娠の時期に関わらず10万円を給付

3. 事業開始時期(経済的支援の受付・給付開始)

令和5年2月下旬

4. 予算額

855,000千円(令和4年12月補正予算)

※令和5年3月分までの事業費

5. 参考資料

別紙:「きたきゅうベビー応援事業 出産・子育て応援交付金を活用した支援事業の開始等について」

令和5年1月11日



きたきゅうベビー応援事業

「出産・子育て応援交付金」を活用した支援事業の開始等について

妊娠・出産から子育てまで一貫した「伴走型相談支援」と「経済的支援」を、一体的に実施する「きたきゅうベビー応援事業（出産・子育て応援交付金事業）」について、下記のとおり実施します。

記

1. 事業概要

(1) 伴走型相談支援

妊娠届時から出産後まで、面談やアンケート等を通じて、さまざまな不安や悩みを聞き、子育て支援に関する必要な情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対して適切なサービスにつなげます。妊娠届出は、「きたきゅう子育て応援アプリ（母子モ）」で手続きを行うことで妊婦等の窓口での負担軽減や、一人一人の状況に応じた面談を行います。母子健康手帳交付時には、ゆとりのある相談時間を提供します。出産前（妊娠8か月）の面談等を充実し、不安なく出産を迎えられるよう支援します。また、生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、子育ての孤立化を防ぎます。

(2) 経済的支援（出産・子育て応援ギフト）

◀ 電子申請で受付を行います！ ▶

令和4年4月1日以降の妊娠・出生を対象として、妊娠届出時の面談後及び出生届出後の面談後に、「出産応援ギフト」と「子育て応援ギフト」を支給します。

【出産応援ギフト】 妊娠届出時の面談後に妊婦一人当たり5万円を給付

【子育て応援ギフト】 出生後の面談後に児童一人当たり5万円を給付

2. 事業開始時期（経済的支援の受付・給付開始）

令和5年2月下旬

3. 今後のスケジュール

- ・ 2月中旬 経済的支援の対象者となる方へ順次お知らせ
- ・ 2月下旬 電子申請の受付開始・給付開始

(参考) きたきゅうベビー応援事業(出産・子育て応援交付金事業)

<https://www.city.kitakyushu.lg.jp/ko-katei/11500168.html>



問い合わせ先

(伴走型相談支援に関すること)

北九州市子ども家庭局子育て支援課(担当:大和、中原)

TEL:093-582-2410 FAX:093-582-5145

(経済的支援に関すること)

北九州市子ども家庭局総務企画課(担当:福田、川口)

TEL:093-582-2280 FAX:093-582-0070